

土木計画学春季大会SS(2008.6.6, 於北海道大)
新たな公共事業の計画策定プロセスと今後の方向について

発表4

河川の計画策定の実例と課題

名古屋大学大学院工学研究科
辻本 哲郎

新たな公共事業の計画策定プロセスと今後の方向について

計画検討の発議から計画案決定までの過程

透明性
客観性
合理性
公正性

評価観点の総合性

環境的側面, 経済的側面, 社会的側面等

市民・公共事業
科学者・学識者
学識者(社会科学)
住民・利害関係者
～行政機関

早い段階から
(構想段階)

担保する手段: 複数案の検討
市民等関係者への情報提供・意見把握

河川事業 河川整備・管理

新河川法 1964

目的: 治水・利水

河川工事実施基本計画 (河川審議会)

河川法改正 1997

目的: 治水・利水・環境

河川整備基本方針

河川整備計画

長期的異本方針

(社会資本整備審議会)

20～30年の具体的・
段階的計画

(学識者の意見聴取
関係住民の意見反映
地方首長の意見聴取)

環境影響評価法
1997

チェック

環境アセス
(EIA)
事業監視

具体的な施設計画・運用計画

事業化

河川計画

河川整備基本方針←計画規模

治水←基本高水とそのピーク流量

河道分担(計画高水流量)+洪水調節

利水←正常流量の確保

(利水流量+環境維持流量ほか)

環境目標

河川事業の目的 基本方針の達成

河川整備計画

①20～30年の目標

←複数案

②メニュー(施策群)

整備計画のメニューを達成するためのメニュー

←複数案

透明性・客観性・合理性・公正性確保の試み

法による規定

河川法第16条の2

第3項←河川整備計画の案を作成しようとするとき、必要に応じて

河川に関し学識を有するものの意見を聴く

(原案に意見を述べる)

第4項←河川整備計画の案を作成しようとするとき、必要に応じて、

公聴会の開催等で関係住民の意見を反映させるための措置

第5項←河川整備計画を定めようとするとき、政令によって、関係地方

公共団体首長の意見を聞かねばならない

実際の取り組み

時期:基本方針策定のタイミング, 前後

組織:流域委員会

流域(市民)懇談会

行政連絡会議

さまざまな「流域委員会」

流域委員会がキー

役割

①原案に意見を述べるためのもの

②素案段階から意見を述べて河川管理者が原案を作成するプロセスにつきあう(委員会の開催).

③流域委員会として原案に対する提言をまとめる.

④流域委員会としての原案を提言.

構成

①学識者のみ(選定あるいは公募)

②さまざまな専門知識を有するメンバーから構成

③行政委員や利害関係者もはいる.

④市民も参加(公募委員)

※河川法16条2の3に限定したもの.

河川計画の特徴

治水・利水・環境を「河川整備・管理」の目的としている。

- 目標の中で本来、Trade-offの調整が必要。
その上での整備計画(メニュー)になっているはず。
- 治水, 利水など単独な場合は, 事業目的達成には環境が含まれず
別途環境影響評価が上位計画でも必要(EIAでなくSEA)。
- 地域によって, 治水・利水緊急度や環境の理解が異なる。
←上・下流問題
- 防災, 環境など経済効果, 投資効果が評価が困難な面あり
- 整備場所の多くが公用地

→環境目標が明確でないため, 一応さまざまな(目的での)事業が環境に
及ぼす影響を評価する仕組みは検討した。

「河川事業の計画段階における環境影響の分析方法に関する検討委員会」
(委員長:小野勇一)平成14年12月
河川整備計画策定段階での環境影響分析方法についての計画策定者向けの
提言をまとめ、河川局に提出した。

→2007.4環境省 戦略的環境アセスメント導入ガイドライン

「流域委員会」についての考え方

基本方針策定前から設置 ←早い段階からの公開性

- 流域委員会メンバーが早期から問題認識,
流域の課題認識と基本方針のずれが少ない
(基本方針への反映を性善説的に期待)

幅広い構成員

- 透明性(市民), 客観性(科学者・学識者), 合理性(学識者(社会科学
分野)), 公正性(住民・利害関係者～行政機関)の担保

構成員の選定:指名(河川管理者, 準備委員会), 公募←公正性, 透明性

議論の集約

- さまざまな意見の整理・集約(一本化ではない)
→河川管理者の考え方の明確化・説明力
→「よりよい」素案

「河川整備計画」の性格の認識

流域で期待される機能(治水, 利水, 環境)を果たす河川の整備
流域(他のエリア)に期待, あるいは依頼または奨励すべきことの区別

流域委員会の性格が決まったら、

計画策定プロセスに期待される要件を満足できるように、
全体の組織・運営を工夫。

流域委員会を補完しなければならない場合のあるもの

早い段階からの議論

学識的専門意見以外の意見の反映のさせ方

住民懇談会 車座集会(←適切なファシリテータ)

途中段階でのアンケートその他 手法が重要

利害関係者間調整はオープンに

行政機関調整もオープンに

***これらの情報やそれについての意見聴取の場

→「流域委員会」をパレットに使う

(河川管理者は責任を負うが、オープンな場なしに調整することがないように)

河川整備計画の議論の流れ

①基本方針の理解(その達成が目的のひとつになっている)

②整備計画の目標

客観性, 合理性,

実行可能性(技術的, 経済的, 社会的)

→目標の設定

③メニュー提示.....複数案

整備目標を達成する実効性

環境影響(素案レベルでのアセス.....EIAではない)

経済性

個別事業集合体への住民意見

→複数案(メニュー群(組み合わせ))の評価

←環境影響(SEA), 経済的影響, 社会的影響

←住民の理解と了解(合意)

メニュー群の設定(整備計画として)

これが不調であれば, ②の議論へフィードバック

③河川整備計画策定は上記一連のプロセス

その全体の流れの評価